

事業者向けEV・FCV車両導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 電気自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を進めることにより、県内の温室効果ガスの排出抑制を図るため、タクシーやレンタカー等人目につきやすい業務用車両として電気自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等

岡山県内に事務所又は事業所を有する法人（市町村を含む。）又は個人事業主

(2) リース事業者

企業等と電気自動車等のリース契約を結ぶ法人

(3) 賃借人

リース事業者から電気自動車等を借り受ける企業等

(4) 実質使用者

電気自動車等を購入又はリース契約により導入する企業等

(5) 電気自動車

搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

(6) 燃料電池自動車

搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、電気自動車等を購入又はリース契約により導入する事業とし、補助要件、補助金の額及び補助台数は別表1のとおりとする。

(交付対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を申請することができる者は、別表2に掲げる事業を行う企業等又はリース事業者で、県税の滞納がない者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その役員又は経営に実質的に関与する者が次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金の交付を申請することができない。
- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに事業者向け E V ・ F C V 車両導入支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書に添付する書類は、別表 3 のとおりとする。

（補助金の交付決定等）

第 6 条 知事は、前条第 1 項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は、不交付決定通知書（様式第 3 号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 7 条 前条第 1 項の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付の決定を受けた補助事業の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめ、事業者向け E V ・ F C V 車両導入支援事業補助金に係る補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。ただし、電気自動車等の型式のみの変更については、この限りでない。

（変更等の承認）

第 8 条 知事は、前条第 1 項の変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに、事業者向け E V ・ F C V 車両導入支

援事業補助金実績報告書（様式第6号）を知事へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、別表4のとおりとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定があったときは、速やかに事業者向けEV・FCV車両導入支援事業補助金請求書（様式第8号）により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る契約書その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間は保存しなければならない。

（取得財産の管理等）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した電気自動車等（以下「取得財産」という。）については、別表5の期間（以下「保有義務期間」という。）保有し、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産の処分等）

第14条 補助事業者は、保有義務期間内に取得財産の処分等（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、電気自動車等の使用の本拠の位置を県外に変更することをいう。）を行う場合は、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第9号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査し、審査結果を財産処分等承認（不承認）通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知する。

3 知事は、前項の規定により取得財産の処分等を承認する場合において、交付した補助金のうち相当額について、県への納入を命ずることができる。

（補助金の返納）

第15条 知事は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したと認める場合は、当該

補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(報告及び検査等)

第16条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助要件	<p>1 導入する自動車は次の各号に掲げる条件をすべて満たす電気自動車等とする。</p> <p>(1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）業務実施細則別表 1 に記載の電気自動車等又は国が実施する電気自動車等の導入に対する補助事業の補助対象となっている車両であること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p> <p>(3) 岡山県内を使用の本拠とするものであること。</p> <p>(4) 申請日の属する年度の 4 月 1 日以降に初度登録されていること。</p> <p>(5) 実質使用者が別表 2 に掲げる事業を行う者であり、その事業を実施するために使用する電気自動車等であること。</p> <p>(6) 実質使用者が別表 2 の (10) の事業を行う者である場合は、その事業のために使用する車両であることがわかるよう、電気自動車等に会社名や屋号等の表示を施すこと。表示の方法等は問わないが、マグネットシートなどその場で簡単に着脱できるようなものは不可とする。</p> <p>2 申請者は電気自動車等の購入者であり、電気自動車等の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。ただし、リースの場合は、申請者はリース事業者であり、自動車検査証上の所有者はリース事業者、使用者は当該車両の賃借人であること。所有権留保付ローンの場合は、申請者は電気自動車等の購入者であり、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。</p> <p>3 導入する電気自動車等に、外部から容易に電気自動車等であることがわかる表示を 1 年以上施すこと。ただし、リース事業者が申請を行う場合は、賃借人が実施すること。</p> <p>4 県の他の補助金と重複して申請していないこと。</p> <p>5 リース事業者は、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がり を反映させること。</p> <p>6 導入する電気自動車等の初度登録及び代金の支払いが完了していること。</p> <p>7 県から求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）の提供及びアンケートへの回答を了承すること。</p>
補助金の額	導入する電気自動車等 1 台について 20 万円
補助台数	1 実質使用者について当該年度に 5 台以内

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

<p>実質使用者の 対象事業</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 道路運送法第 4 条第 1 項の規定による国土交通大臣の許可を受けて行う事業 (一般旅客自動車運送事業)</p> <p>(2) 道路運送法第 43 条第 1 項の規定による国土交通大臣の許可を受けて行う事業 (特定旅客自動車運送事業)</p> <p>(3) 道路運送法第 78 条第 3 号の規定による国土交通大臣の許可を受けて行う事業</p> <p>(4) 道路運送法第 79 条の規定による国土交通大臣の登録を受けて行う事業 (自家用有償旅客運送)</p> <p>(5) 道路運送法第 80 条第 1 項の規定による許可を受けて行う事業 (自家用自動車有償貸渡)</p> <p>(6) 道路交通法第 98 条第 2 項の規定による自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会への届出をして行う事業 (自動車教習所の設置・管理)</p> <p>(7) 貨物自動車運送事業法第 3 条の規定による国土交通大臣の許可を受けて行う事業 (一般貨物自動車運送事業)</p> <p>(8) 貨物自動車運送事業法第 35 条の規定による国土交通大臣の許可を受けて行う事業 (特定貨物自動車運送事業)</p> <p>(9) 貨物自動車運送事業法第 36 条の規定による国土交通大臣への届出をして行う事業 (貨物軽自動車運送事業)</p> <p>(10) 自社商品を購入者の自宅等へ配達する事業又は住宅街など人目につく場所で行う移動販売事業</p>
------------------------	--

別表 3 (第 5 条第 2 項関係)

<p>添付する書類</p>	<p>①履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (申請者又は実質使用者が法人の場合)</p> <p>②本人確認書類 (申請者又は実質使用者が個人事業主の場合)</p> <p>③直近の確定申告書の写し (申請者又は実質使用者が個人事業主の場合)</p> <p>④県徴収金等の滞納がないこと (完納証明) を証する書類</p> <p>⑤誓約書 (様式第 11 号)</p> <p>⑥実質使用者が別表 2 に掲げる事業を行う者であることを証する書類 (実質使用者が別表 2 の (1) から (9) までに掲げる事業を行う者である場合)</p> <p>⑦誓約書 (様式第 12 号) (実質使用者が別表 2 の (10) の事業を行う者である場合)</p> <p>⑧電気自動車等の購入に係る注文書</p> <p>⑨車両代金支払証憑</p> <p>⑩自動車検査証の写し</p> <p>⑪車両リース契約書 (自動車賃貸借契約書)</p>
---------------	--

	⑫車両リース料金の算定根拠明細書（様式第 13 号） ⑬型式が「不明」となっている車両の仕様が確認できる書類 ⑭所有権留保付きローン購入の場合、申請者が申請車両の使用者であることが確認できる書類 ⑮その他知事が必要と認める書類
--	--

（注）①から⑮までの書類の詳細については、知事が別に定める。

別表 4（第 9 条第 2 項関係）

添付する書類	①車両の写真（ステッカーの貼付が確認できるもの） ②その他知事が必要と認める書類
--------	---

（注）①及び②の書類の詳細については、知事が別に定める。

別表 5（第 13 条関係）

別表 2 の（1）、（2）及び（6）～（9）の事業に使用する電気自動車等	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一による。
別表 2 の（3）、（4）及び（10）の事業に使用する電気自動車等	C E V 補助金業務実施細則別表 6 の「自家用車両」欄による。
別表 2 の（5）の事業に使用する電気自動車等	C E V 補助金業務実施細則別表 6 の「貸自動車業用車両」欄による。